

# 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

## 1. 改正の概要

### (1) プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容り法」という。)第2条第8項では、再商品化に該当する行為を定義しているが、ここでは、製品の原材料として使用する再商品化については、燃料以外の製品への再商品化を原則とし、燃料として利用される製品については政令で定めるものに限定している。この燃料として利用される製品に、ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装に係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの(固形燃料等)を追加する。

### (2) 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定

#### 指定容器包装利用事業者の業種

改正後の容り法第7条の4においては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、容器包装利用事業者のうち、容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種を政令で指定し、これに属する事業者(「指定容器包装利用事業者」)の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を主務大臣が定めることとしている。

この指定容器包装利用事業者の業種として、容器包装の使用量の多い業種であって、容器包装の使用方法の変更や代替手段を用いること等により容器包装の使用の合理化を行うことが期待される業種として、各種商品小売業、飲食料品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業を定める。

#### 容器包装多量利用事業者の要件

改正後の容り法第7条の6においては、容器包装の使用量が政令で定める量を超える「容器包装多量利用事業者」に対し、容器包装の使用量及び取組の実施状況に係る定期報告を義務付けることとしている。この容器包装多量利用事業者の要件として、事業者の対応能力等を勘案し、当該年度の前年度における容器包装の使用量が50トン以上であることを規定する。

#### 容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等

改正後の容り法第7条の7においては、主務大臣は容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組が著しく不十分である容器包装多量利用事業者に対しては、勧告・公表を行い、政令で定める審議会等の意見を聴いた上で、勧告に係る措置を命ずることができるとしている。この審議会等について次のように定める。

財務大臣の所管に属する事業	たばこ小売業又は塩小売業にあつては財政制度等審議会、酒類小売業にあつては国税審議会
厚生労働大臣の所管に属する事業	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣の所管に属する事業	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣の所管に属する事業	産業構造審議会

#### 報告徴収事項

容り法第 39 条は、主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対して、報告徴収ができることとしている。

改正後の容り法第 7 条の 6 において、容器包装多量利用事業者に対しては、容器包装の使用量及び排出の抑制の促進のために取り組んだ措置の実施状況に関する定期の報告を求めており、さらに、排出の抑制の促進の状況が不十分な場合は、改正後の容り法第 7 条の 7 に基づき、勧告、公表及び命令を行うことができることとしているが、この定期報告だけでは勧告の要否を確実に判断することが困難な場合にも適切に対応できるよう、容器包装多量利用事業者から、容器包装を用いた量、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施状況その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項の報告を求められることとする。

#### 権限委任

改正後の容り法第 7 条の 6 による定期報告の受理について、同法第 43 条第 5 項に基づき、地方支分部局の長に主務大臣の権限を委任する。

#### 関係審議会令の改正

改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 411 号）第 7 条において、容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会を定めることに伴い、財政制度等審議会、国税審議会、薬事・食品衛生審議会、食料・農業・農村政策審議会及び産業構造審議会の所掌事務を追加する。

## 2．施行期日

平成 19 年 4 月 1 日